

国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金交付要綱

平成30年4月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和43年国富町規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、若者の企業等への就職を促進し、本町からの人口流出を抑止することにより、地域や産業の担い手を確保し、経済活性化による真の地方創生の実現を図る必要があることから、宮崎県と産業界が協力して実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」と連携し、県内企業に就職した若者のうち国富町へ定住する者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、専修学校専門課程をいう。
- (2) 認定対象者 宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」で認定を受けた者をいう。

(対象となる奨学金)

第4条 本補助金の交付対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 宮崎県育英資金及び宮崎県奨学会奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付対象となる者は、認定対象者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国富町に住所を有し、本補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等に進学し、在学している期間に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (3) 月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する年度内に月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を開始する者
- (4) 奨学金の返還に滞納がない者
- (5) 町税、使用料等に滞納がない者
- (6) 国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額)

第6条 本事業による返還支援補助金の額は、宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」による支援額の3分の1又は別表に定める補助限度額のいずれか低い額とし、一定期間が経過した時点において、別表に定めるとおり補助金を交付する。ただし、補助金の交

付を申請する年度において国富町に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数（1月に満たない月は、切り捨てるものとする。）で按分した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助対象の返還金額とする。

2 繰上返還等による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。

（補助対象期間）

第7条 本補助金の交付期間は、交付の対象となった最初の月から起算して5年を限度とする。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 宮崎県が発行する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定通知書

(2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）

(3) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、原則として毎年4月とする。ただし、初めて本補助金の交付を申請する場合に限り、10月に申請書を提出することができるものとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

が、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（中止等の届出）

第11条 交付決定者が、交付決定の通知を受けた後に転出したときは、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金中止（休止）届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、本補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の返還の事実を証するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、本補助金の額を確定し、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金交付額確

定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に、国富町働く若者応援奨学金返還支援補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに本補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により本補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に本補助金を交付しているときは、交付決定者に本補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表（第6条関係）

	支援限度額 (円)	交 付 額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院・6年制大学	450,000	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」による支援額の3分の1又は支援限度額のいずれか低い額に0.3を乗じて得た額	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」による支援額の3分の1又は支援限度額のいずれか低い額に0.3を乗じて得た額	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」による支援額の3分の1又は支援限度額のいずれか低い額から1年経過時及び3年経過時に交付した額の合算額を控除して得た額
4年制大学	300,000			
短大・高専・専修学校専門課程	150,000			